

資料1 動物取扱業、特定動物等に係る改正法の施行等の在り方に対する

パブリックコメントの実施結果の概要について

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成17年10月18日(火)～平成17年11月17日(木)

告知方法：環境省のホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、ファックス、郵送

2. 寄せられた意見の概要

(1) 受付数

電子メール	ファックス	郵送	合計
476通	1,038通	10,242通	11,756通

(2) 意見の概要(延べ意見数 23,183件)

- ・各基準にわたって意見があり、特に動物取扱業に関する基準等に関するものが多かった。
- ・その意見の多くが犬及びねこの販売に係る日齢制限に関する意見であり、その内訳の概要は、「一律に決められるものではない(個体差、科学的根拠が希薄等)」が約5,400件、「生後45日以上とすべきである」が約4,100件、「8週齢以上とすべきである」が約200件であった。
- ・この他にも、ダンボール箱等での展示・販売の制限の必要性、記録保管義務の削除、インターネット販売の制限の強化、販売動物の生産情報の公開の推進等に関する意見が比較的多い傾向にあった。
- ・また、動物取扱業に関する基準以外に関する意見としては、学校飼育動物の飼養保管方法の適正化、自治体に引き取られた犬及びねこの譲渡の推進や安楽殺処分の実施等に関する意見が比較的多い傾向にあった。

動物取扱業に関する基準等

(19,958件)

各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は以下のとおり。

基準全体	13件
第1 登録の拒否基準	790件
第2 登録の遵守基準	18,865件
第3 標識の掲示	97件
第4 動物取扱責任者	20件
その他の意見	182件

特定動物に関する基準等

(82件)

各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は以下のとおり。

基準全体	4件
第1 指定種	34件
第2 適用除外	2件
第3 許可及び取扱基準	42件

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

(119件)

各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は以下のとおり。

第1	所有者明示の意義及び役割	3件
第2	定義	24件
第3	本要領の対象動物	2件
第4	装着すべき識別器具	27件
第5	動物の健康及び安全の保持	27件
第6	識別器具及び所有者情報の点検	0件
第7	関係行政機関の責務	28件
	その他の意見	8件

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改定 (794件)

各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は以下のとおり。

	基準全体	3件
第1	一般原則	10件
第2	定義	94件
第3	飼養及び保管に当たっての配慮	2件
第4	共通基準	170件
第5	犬の飼養及び保管に関する基準	145件
第6	ねこの飼養及び保管に関する基準	47件
第7	学校、福祉施設等における飼養及び保管	149件
第8	その他	0件
第9	準用	1件
	その他の意見	173件

展示動物の飼養及び保管に関する基準の改定 (541件)

各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は以下のとおり。

	基準全体	13件
第1	一般原則	135件
第2	定義	7件
第3	共通基準	215件
第4	個別基準	168件
第5	準用	0件
	その他の意見	3件

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置の改定 (1,655件)

各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は以下のとおり。

	前文	2件
第1	犬及びねこの引取り	793件
第2	負傷動物の収容	25件
第3	保管	321件
第4	処分	463件
第5	死体の処理	35件
第6	報告	11件
	その他の意見	5件

募集対象外の意見（法改正に関するもの等） (34件)